

特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう 日中一時支援「おんぷ」運営規定

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう（以下「事業者」という。）が設置する、日中一時支援「おんぷ」「事業所」という。において実施する日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事業を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は放課後等デイサービスの運営と一体的に行い利用者の家族の就労支援及び一時的な休息を目的とした場合を考慮して事業を行うものとする。前述の内容に従い、放課後等デイサービスの支給量の不足日の補填措置として運営し単独での運営は想定しないものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村他の指定障がい福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律および市町村が地域生活支援事業に関する要綱等に規定する内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は次の通りとする。

- (1) 名 称 日中一時支援 おんぷ
- (2) 所在地 神奈川県小田原市久野700-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数および職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 常勤兼務 1名

管理者は、従業者の管理及び業務状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指導命令を行う。

- (2) 介護職員 常勤、非常勤兼務 1名以上

利用者の介護、生活相談及び援助の企画案並びに機能回復、機能維持及予防に必要な訓練及び指導に従事する。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

(営業日、休業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

○営業日 月曜日から土曜日とする。

◎休業日 12月30日から1月3日まで休業

*職員の資質向上、労働環境改善のためお休みの場合有。

○営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

上記の営業日のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

○サービス提供日 月曜日～土曜日とする。

○サービス提供時間 放課後等デイサービス営業時間およびその前後

*営業時間は放課後等デイサービス運営規程に準ずる

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は運営に支障のない人数とする。

(主たる対象者)

第7条 事業所において、日中一時支援を提供する主たる対象者は次の通りとする。

指定市町村から放課後等デイサービスに付随して日中一時支援受給者証を発行されている児童。

*放課後デイサービスを越えた日数を振替利用する。

*当日に限り、放課後等デイサービス営業時間に付随する支援時間の対応措置としても利用可能とする。

*放課後等デイサービス利用者以外の単独利用、おむね放課後等デイサービス利用契約日数の半分以下の場合の契約はできない

*医療的ケアが必要な方は対象外。

(日中一時支援の内容)

第8条 事業所で行う日中一時支援の内容は次の通りとする。

- ① 療育に関する支援。
- ② 身体等の介護・訓練
- ③ 健康管理の補助
- ④ 食事の提供
- ⑤ 利用者または家族に対する相談及び援助
- ⑥ その他利用者の心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な保護または支援

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 日中一時支援を提供した際には、利用者から事業の支給決定を行った市町村の定める地域支援事業の給付費の規定に従って事業所が代理受領します。

- 2 代理受領を行わない日中一時支援を提供した際は負担額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。
 - (1) 食事の提供に係る費用
昼食代500円、おやつ代100円（放課後等デイサービスに準じる）
 - (2) 日用品、教材費は実費（放課後等デイサービスに準じ重複徴収は行わない）
 - (3) その他日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち日常生活において通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適當と認められるものの実費（おむつ等の衛生用品）
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたってあらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付し記録する。

(事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は指定を受けた市町村とする。

*小田原市、大井町、南足柄市

(送迎サービスの実施地域及び時間)

第11条 事業所が行う送迎地域は指定を受けた市町村とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、日中一時支援の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 利用当日に欠席する場合には前日もしくは当日の午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこととする。
- (2) 利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に事故及び体調の急変が生じた場合、管理者もしくは現場職員は保護者（緊急連絡先）に一報し両者が協議の上対応する。意識不明等明らかに救急要請が必要と判断した場合は救急要請を行い人命最優先とする行動等必要な措置を行う。

2 利用者に対する日中一時支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な処置を行う。

3 利用者に対する日中一時支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合はその損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した日中一時支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつけるための窓口を設置するものとする。

2 提供した日中一時支援に関し、市町村が行う文章その他の物件の提出もしくは提示の求め、または市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関しては市町村の行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は該当指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。また、避難、救出その他必要な訓練を年1回以上行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 繼続研修 年1回以上

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者または家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者もしくは家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 この規程で定める事項のほか運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協

議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 6月1日から施行する。

この規程は、平成31年 1月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月1日から施行する。